

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○特定猟具使用禁止区域（銃）の指定	（自然保護課）	一
○指定猟法禁止区域の指定	（同）	一
○生活保護法による施術者の指定	（社会福祉課）	一
○救急医療機関の認定	（医療政策課）	二
○知事指定薬物の指定の失効	（薬務課）	二
○保安林の指定の解除の予定	（森林整備課）	二
○保安林の指定の解除の予定	（同）	二
○保安林の指定の解除の予定	（同）	二
○公有水面埋立ての免許出願	（水産業基盤整備課）	四
○県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧	（農村振興課）	六
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	六

告 示

○宮城県告示第九百八十五号
平成九年宮城県告示第千二百三十一号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月七日から施行する。

第一号中1を次のように改める。

1 名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

水神沼特定猟具使用禁止区域（銃）

第一号中3を次のように改める。

3 存続期間

平成二十九年十一月七日から平成四十九年十月三十一日まで（二十年間）

第二号中1を次のように改める。

1 名称

深山自然観察路特定猟具使用禁止区域（銃）

第二号中3を次のように改める。

3 存続期間

平成二十九年十一月七日から平成四十九年十月三十一日まで（二十年間）

第三号中1を次のように改める。

1 名称

迫西部特定猟具使用禁止区域（銃）

第三号中3を次のように改める。

3 存続期間

平成二十九年十一月七日から平成四十九年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第九百八十六号

平成十五年宮城県告示第千十六号（指定猟法禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月七日から施行する。

平成二十九年十一月七日

平成二十九年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿半島指定猟法禁止区域の項第三号を次のように改める。

三 存続期間

平成二十九年十一月七日から平成三十年十月三十一日まで（一年間）

○宮城県告示第九百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十九年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
白井 健二	佐沼整骨院	登米市迫町佐沼字梅ノ木二丁目四一三	平成二十八年十月十四日

○宮城県告示第九百八十八号
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年十一月七日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙台東脳神経外科病院	仙台市宮城野区岩切一丁目十二番一号	平成二十九年十一月一日	平成三十二年十月三十一日

○宮城県告示第九百八十九号
宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十一月七日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 失効する知事指定薬物の名称
 - 1 化学名 ニー「二・五」ジメトキシー四ー（トリフルオロメチル）フェニル」エタンアミン及びその塩類（通称名…2C1TFM）
 - 2 化学名 メチルニー（四ーフルオロフェニル）ーニー（ジペリジンニール）アセテート及びその塩類（通称名…4-Fluoromethylphenidate又は4F1MPH又は4FMPH）
 - 二 失効の理由
 - 当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため
 - 三 指定の効力が失われる日
 - 平成二十九年十一月十日
- 宮城県告示第九百九十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する予定である。
平成二十九年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
気仙沼市磯草二二一・二二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
平成二十九年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
岩沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市鹿島台広長字八万一八から二二まで、二六から二八まで、三一、三八から四一まで、五〇、

鹿島台深谷字鴻ノ巢山二五、二六、字谷地合山一の一、一の三、二の一、二の二、三の一から三の三まで、四の一から四の三まで、五の一から五の六まで、六の一、七の一、鹿島台木間塚字念佛山二、三、五の一

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月七日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大崎市松山千石字大樺五の一・六の一・六の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一の一、一四の二、一四の一五、一六の二、一七、一八、二〇の二、二一の二、二二の二、二七、三五、三六、三八、三九、六二から六四まで、六六、六七、七〇、七三、七四の一、七四の二、七六の一、七八の一、八〇、八一（次の図に示す部分に限る。）、八二の一、八三の一、八六、八七の一、八八の一、八九、松山次橋字千貫森二、二の一、二の二二（次の図に示す部分に限る。）、二の二三から二の二八まで、二の三〇から二の三八まで、三（次の図に示す部分に限る。）、四から六まで、八の一、九、一〇、一二、一四、一五、一七、一八、二〇の一、二一、二二の一、二六、字中峯一の一から一の三まで、二の一、二の二、二の四から二の一まで、二の一三から二の一五まで、二の一八、二の一九、二の二二、二の二四から二の二七まで、五の一、字小坂山四、八から一〇まで、一三、四二の一から四二の三まで、四三から四九まで、五一から

五三まで、五五

2 保安林として指定された目的
干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市松山千石字高寺森六の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月七日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城県知事 村 井 嘉 浩

大崎市松山千石字本丸三六、三七の三、三七の四、三八、三八の一から三八の三まで、三八の一〇、四五、四八、五〇の一、五〇の二、五一、五二、字文覚森一から六まで、字花館四四の七、四四の一三、四四の一八、五六の二、五九の一、八一、八二、八四の一、八四の二、八九の一、八九の二、九〇、九一、九二の一、九二の二、九三から九九まで、一〇〇の一、一六四

2 保安林として指定された目的
干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市松山千石字本丸三六、三七の三、三七の四、三八、三八の一から三八の三まで、三八の一〇、四五、四八、五〇の一、五〇の二、五一、五二、字文覚森一から六まで、字花館四四の七、四四の一三、四四の一八、五六の二、五九の一、八一、八二、八四の一、八四の二、八九の一、八九の二、九〇、九一、九二の一、九二の二、九三から九九まで、一〇〇の一、一六四

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第九百九十五号
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成二十九年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十九年十月四日

二 出願人の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種室浜漁港区域内

東松島市宮戸字樫木山五番に隣接する公有水面

(二) 区域

①の地点から②の地点までを順次に結ぶ平成二十八年の春分の満潮位（DL+1.20メートル）における公有水面と陸地との境界線、②の地点から④の地点までを順次に結ぶ平成十七年一月二十五日付け宮城県指令第八十五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DL+1.70メートルより決定）、④の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 主要地方道奥松島松島公園線（県道二十七号線）に設置した公共二級基準点（北緯三八度二〇分四九秒三七五六、東経一四一度〇九分一四秒〇七四八）から一七六度二九分三二秒、九一・五七八メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から 一度一八分五〇秒 一三・五二メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 三五度二五分一六秒 一九・四〇三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 三五度〇五分五七秒 一九・四〇二メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 三四八度四三分二八秒 一四・七三四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 三四七度三九分二六秒 四・八〇九メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 三四七度二分〇五秒 二〇・〇〇一メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 三四七度一六分三〇秒 一五・二九五メートルの地点

⑨の地点	⑧の地点から	三四七度四八分五六秒	四・八五六メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	三四九度五〇分一七秒	二〇・六四三メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	三五三度二五分四七秒	二〇・六五二メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	三五六度四二分二秒	二〇・六五八メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	三五九度五八分四〇秒	二〇・六六五メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	三度一二分二四秒	二〇・一八三メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	五度〇九分〇七秒	〇・四九〇メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	六度三一分四一秒	二〇・六七九メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	九度四八分〇一秒	二〇・六八六メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から	一三度〇四分三八秒	二〇・六九三メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から	一六度二一分〇一秒	二〇・六九九メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から	二八八度一九分一五秒	六・三四四メートルの地点
㉑の地点	⑳の地点から	五三度一七分一八秒	一八・一二〇メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から	一八三度一八分二八秒	一五・三七三メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から	一七八度二〇分二四秒	二一・一二八メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から	一七一度〇三分一五秒	二一・二二八メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から	一五九度二九分四二秒	二二・一七六メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から	一七六度二五分一九秒	一八・九七二メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から	一七九度二八分五八秒	〇・四四三メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から	一八一度四九分三三秒	一八・一一〇メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から	一九六度一七分〇三秒	一九・四二九メートルの地点
⑳の地点	㉙の地点から	二〇一度二四分〇九秒	二〇・九四四メートルの地点
㉑の地点	⑳の地点から	一九四度五九分三四秒	二〇・九六七メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から	一九一度四六分一〇秒	二一・四四四メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から	一八〇度〇二分五〇秒	四・八六二メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から	一七八度三一分〇七秒	一五・五五〇メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から	一七二度一四分〇八秒	二〇・〇五二メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から	一七〇度三五分二〇秒	四・八一四メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から	一六四度五〇分五一秒	一四・八六七メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から	一六七度〇〇分三三秒	一九・六七六メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から	一六八度四一分二八秒	一九・八五二メートルの地点

④⑩の地点 ③⑨の地点から 一八二度三三分五一秒 一三・三二二メートルの地点

①の地点 ④⑩の地点から 二六五度〇六分一秒 六・三一四メートルの地点

(二) 面積

五、〇一〇・五八平方メートル(埋立区域)

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種室浜漁港区域内

東松島市宮戸字樫木山五番に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点を結ぶ朔望平均満潮位(HWL)TP+〇・七〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑦の地点 主要地方道奥松島松島公園線(県道二十七号線)に設置した公共二級基準点(北緯三八度二〇分四九秒三七五六、東経一四一度〇九分一四秒〇七四八)から一七九度五八分一五秒、九一・七八二メートルの地点

①の地点	⑦の地点から	三五六度五九分五七秒	一三・五八二メートルの地点
②の地点	①の地点から	三五六度〇八分三九秒	一九・〇三五メートルの地点
③の地点	②の地点から	三五二度〇五分五七秒	一九・〇三九メートルの地点
④の地点	③の地点から	三四八度四二分四八秒	一四・四六〇メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	三四八度〇四分五七秒	四・八〇九メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	三四七度一五分五七秒	二〇・〇〇二メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	三四七度二一分〇五秒	一五・二九四メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	三四七度三四分五〇秒	四・九四三メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	三四九度五一分〇六秒	二一・〇〇五メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	三五三度二六分一秒	二一・〇一四メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	三五六度四二分四〇秒	二一・〇二一メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	三五九度五九分〇一秒	二一・〇二八メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	三度一二分三七秒	二〇・五三六メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	五度一〇分二五秒	〇・四九九メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	六度三一分五九秒	二一・〇四二メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	九度四八分三五秒	二一・〇四八メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	一三度〇四分四八秒	二一・〇五五メートルの地点

公 告

- ⑦の地点 ヲの地点から 一六度二分三一秒 二一・〇六二メートルの地点
 - ⑧の地点 ㉞の地点から 五三度一七分一八秒 一八・一二〇メートルの地点
 - ⑨の地点 ①の地点から 一八三度一八分二八秒 一五・三七三メートルの地点
 - ⑩の地点 ②の地点から 一七八度二〇分二四秒 二一・一二八メートルの地点
 - ⑪の地点 ③の地点から 一七一度〇三分一五秒 二一・二二八メートルの地点
 - ⑫の地点 ④の地点から 一五九度二九分四二秒 二二・一七六メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑤の地点から 一七六度二五分一九秒 一八・九七二メートルの地点
 - ⑭の地点 ⑥の地点から 一七九度二八分五八秒 〇・四四三メートルの地点
 - ⑮の地点 ㉟の地点から 一八一度四九分三三秒 一八・一一〇メートルの地点
 - ⑯の地点 ㊱の地点から 一九六度一七分〇三秒 一九・四二九メートルの地点
 - ⑰の地点 ㊲の地点から 二〇一度二四分〇九秒 二〇・九四四メートルの地点
 - ⑱の地点 ㊳の地点から 一九四度五九分三四秒 二〇・九六七メートルの地点
 - ⑲の地点 ㊴の地点から 一九一度四六分一〇秒 二一・四四四メートルの地点
 - ㉑の地点 ㊵の地点から 一八〇度〇二分五〇秒 四・八六二メートルの地点
 - ㉒の地点 ㊶の地点から 一七八度三一分〇七秒 一五・五五〇メートルの地点
 - ㉓の地点 ㊷の地点から 一七二度一四分〇八秒 二〇・〇五二メートルの地点
 - ㉔の地点 ㊸の地点から 一七〇度三五分二〇秒 四・八一四メートルの地点
 - ㉕の地点 ㊹の地点から 一六四度五〇分五一秒 一四・八六七メートルの地点
 - ㉖の地点 ㊺の地点から 一六七度〇〇分三三秒 一九・六七六メートルの地点
 - ㉗の地点 ㊻の地点から 一六八度四一分二八秒 一九・八五二メートルの地点
 - ㉘の地点 ㉜の地点から 一八二度三三分五一秒 一三・三二二メートルの地点
 - ㉙の地点 ㉝の地点から 二六五度〇六分一一秒 六・三一四メートルの地点
 - ㉚の地点 ㉞の地点から 二六六度〇七分〇五秒 五・五六九メートルの地点
- (二) 面積
- 六、九〇六・三九平方メートル(施行区域)
- 四 埋立地の用途
道路施設用地
- 五 縦覧期間
平成二十九年十一月七日から平成二十九年十一月二十七日まで

○県宮多賀城地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)計画の変更に当たり、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県宮多賀城地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十九年十一月七日から平成二十九年十二月六日まで

三 縦覧場所

多賀城市役所

四 意見書の提出について

- 1 提出期限 平成二十九年十二月六日
- 2 提出方法 宮城県仙台台地方振興事務所長宛て提出してください。
送付先 〒九八一―八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通兩宮町四―十七
電子メールアドレス sds.gs.links@pref.miyagi.lg.jp
- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名(法人名)及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、多賀城市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年十一月七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる一 宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡七ヶ浜町花潤浜字大山五番一、五番八、

地域の名称
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

一番百九十七

宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字清水二十番地の一

内海 末治

内海 しげ子